第2号様式(1)-3

(単体発注・事後審査型)

沖縄県教育庁一般競争入札公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和5年6月1日

沖縄県知事 玉城 康裕

_1__工事概要

	工于例及									
(1)	工 事 4	Ξ.	宮古総合実業高校潜水プール補修工事							
(2)	工事場原	沂 ·	宮古島市							
(3)	工	重	建築一式工事							
(4)	T		本工事は、宮古総合実業高校の潜水プール補修工事である。							
(4)	工事内名	字	(別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)							
(5)	エ	玥	契約締結日の翌日から120日間							
(6)	発 注 形 怠	YUL.	単体発注							
(7)	資格審査方法	去	事後審査							
(8)	その他適用のある法令、制度等		※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。							
	本案件は、右表のうち、 〇印を付した制度等の 適用がある。		最低制限価格 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。							
			※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があ 議会議決 るため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約とな る。							
			※本手続は、次年度当初(補正)予算成立を前提とした年度開始(予算成立)前からの準備 手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初(補 正)予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初(補正)予算成立後 においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。							
			準備手続 (交付決定前) ※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。							
			※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力 準備手続 を生じる事業である。したがって、県議会において、本工事に係る予算の繰越承認が否決さ (繰越承認前) に機越承認前) に振らは、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出 金に係る繰越(翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。							
			債務負担行為工事 ※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。							
(9)	適用する労務単値	西	令和5年3月労務単価 ※本工事の予定価格は左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加 者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。							
(10)	本工事に係る設計業務 の 受 託	等	特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター							
		0	週休2日試行工事 ※本工事は、週休2日の取組を推進するための試行工事である。 詳細は、現場説明書参照のこと。							
			発注者指定型 ※本工事は、ICT活用工事(土工)の対象工事である。							
(11)	そ の f	<u>11</u>	施工者希望型 ※本工事は、施工者の希望により、ICT活用工事(土工)を実施するものとする。							
			難工事指定試行工 事 本工事は、施工実績をその後の工事発注での総合評価において、「難工事施工実績」として加点評価するための試行工事である。 ※詳細は、特記仕様書及び令和2年度総合評価方式の運用等を参照のこと。							

2 入札参加資格

汝	こに掲	げる	条件	:をす	べて	満たしている有資格業者で	あること。				
(1)	業				種	建築工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄				
(2)	等				級	A等級又はB等級	県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程(昭和52年沖縄県告示 第445号)第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、				
(3)			格	事 者 名 年		令和 5・6 年度	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けて				
(4)	許	口		区	分	建設業	いること。				
(5)	地	方自治	台法加	包行令	(昭和	和22年政令第16号)第167条の4	4の規定に該当しない者であること。				
(6)	建	設業活	去第2	7条の	23にま	規定する経営事項審査を受けた	者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。				
(7)	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。										
(8)	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条 第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (7)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (4)親会社等を同じくする子会社等同土の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。 (7)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を規に兼ねている場合 (1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (前)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (前)会社法第2条第11号の2に規定する指名委員会等設置会社における監査等委員である取締役 (前)会社法第2条第11号の規定する社名委員会等設置会社における監査等委員である取締役 (前)会社法第2条第11号の規定する社名委員会設置会社における監査等委員である取締役 (前)会社法第348条第1項に規定する定然に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 (2)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4)組合の理事 5)その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準する者 (4)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合										
(9)	原則として、上記1-(10)に表示する設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。ア 資本関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合 (7)子会社等と親会社等の関係にある場合 (4)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(7)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合は除く。 (7)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (4)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 での他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同根しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合										
(10)						員が実質的に経営を支配する建 している者でないこと。	設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請				
		対	象	期	間	自 平成25年4月1日 至 令和5年6月15日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績(沖縄県土木建築部及び教育庁施設課の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上)を有すること。				
(11)	施工実績	対象工事 沖縄県、国又は県内市町村					が発注した建築一式工事				
		備			考	という。)の構成員として	本(以下「特定JV」という。)又は経常建設共同企業体(以下「経常JV」 の施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。 3場合は、経常JVでの施工実績を対象とする。経常JVでの施工実績が				

	配	資	格	区	分	•	1級又は2級建築 1級建築施工管: 2級建築施工管:	理技士	左言	記の要件を満た	す監理技術者又	は主任技術者を当該工事に配置できること。
(12)	置予定技術者	備			考	イト	配置予定技術者	にあっては	:、入	札日前に3か月	以上の直接的か	幸習修了証を有する者であること。 いつ恒常的な雇用関係があること。 ぎで確認すること。
		表のう	也の ち、O	印を付		0	地域要件	(ア) 沖縄県(イ) 主たる			左記の(ア)にタ す事業所が存在	示す地域内に、建設業の許可を受けた(4)に示 ごすること。
(13)		した条件を満たすことを要する。			/	経営事項審 査評定値	(7) (1)				で左記の(7)に示す工種の経営事項審査におけで症値が、(4)に示す点数以上にあること。	
						赤土等流出 防止対策 施工実績	対象期備	間考	自 至 施工実績の取		左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。 1)備考に準ずる。	
(14)	取	抜	け	案	件	な	l					

3 入札手続等

(1)	手続方法		象工事で ができる	ある。		表者の変更等	で電子	入札によ	りがたい	場合は、約	テムで行う電子入札対 紙入札へ移行すること 参照すること。
		紙入札	、「沖縄 ま、 で 【沖終 http://w ・電 入札 ・ 紙 】	県る県 www 札に県 電こ du り しい しい しい しい しい しい しい しい しい しい しい しい しい	子入札運用基達と。 と木建築部契約 ref.okinawa. ステム利用者だり電子入札案付子入札ポータ	準(※)」に p関係例規集 jp/site/dobc が紙入札へ移 牛へ参加する ルサイト>4.	基づく月 >1-17】 oku/giji 行する場合「編合」「編合」「編合」「編合」「編合」「編式・	所要の手 iken/nyu 場合「紙 紙入札方 マニュア	続を、電 usatu/ke 入札方式 式参加申 プル】	子入札シン eiyakukann な移行申請書 記請書」(様	i連絡をした上で ステムの入札締切日時 nkeireikisyuu.html 書」(様式第4号) 様式第3号) nload/index.html
(2)	設計図書の配布	期	間	自	令和5年6月	1日 ~ 至	令和5	5年6月16	Ħ		
		配布方法			ı縄県電子入札 https://www.ep						
		問し	合せ先	沖	縄県教育庁施	設課		電	話番号	098-866-	-2736
(3)	入札期日等	電子入札システムによる場合 持参による場合		テ	入札開始	令和5年6月	16日 (金	金) 8:30	•		
					入札締切	令和5年6月	16日 (金	金) 15:00			
				合	持参日時	令和5年6月	19日 (月	月) 10:20			
	(紙入札)		持参場所	沖縄県教育	育庁入札	_室(県庁	=13階)		
		入札の方法			を加算した金 金額)をもっ 者であるか免 する金額を入	額(当該金額 て落札価格と 税事業者であ 札書に記載又	に1円未 するので るかを問 は電子入	満の端数 、入札者 わず、見利 札システ	があるとき は、消費和 責もった なに登録す	きは、その端 説及び地方消 契約希望金額 けること。	00分の10に相当する額 端数金額を切り捨てた 消費税に係る課税事業 質の110分の100に相当

		紙入札時の 注意事項	(1) 工事費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時沖縄県教育庁施設課へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になるこ(2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には工事名及び工事場所を記入す(4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正でき	とがある。 ること。 合は、		
		工事費内訳書の 提出	(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内(様式自由)を提出すること。 (2) 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する可対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並び及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、工事書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。 (3) 提出された工事費内訳書について、契約担当者(これらの者の補助者を含説明を求めることがある。 (4) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、添付するファイル3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新した対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。	頁目に に住所 費内訳 む。) が の容量は		
(4)	入札の辞退等	提出すること。 また、落札決定 くなった場合は、	都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届(までの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事 直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札 場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(ことがある。	に配置でき7 Lの手続が落		
			築部契約関係例規集>1-4】 f.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikis	yuu.html		
(5)	開札日時	令和5年6月19日 (月) 10:30 電子入札システムにより開札				
(6)	落札候補者の選定 及び事後審査の実施	行った者(以下「 下「申請書等」と う。)。 なお、最低価格 位の者を落札候補 事後審査の結果 格を提示した者又	定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格を落札候補者」という。)に対し、一般競争入札参加資確認申請書及びいう。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う(以下「事後審査」で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、記者とする。 :、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合はは電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査。	関係資料() 」とい 審査順位が 、次に低い		
(7)	審査にかかる 申請書等の提出	る。提出期限まで なお、当初申請	:補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の: に当該申請書等を提出しない者は、無効とする。 書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合。 限は別途通知する。			
		通知日	令和5年6月19日 (月) 17:00 まで(予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面	で通知する。		
		提出期限	令和5年6月26日 (月) 17:00 まで			
		提出先	中縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 提出 中縄県庁舎13階 提出 中縄県教育庁施設課 営繕班 部券 98-866-2736 198-866-2736			
		提出方法	特参又は郵送(提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。) 。		
(8)	入札参加資格の確認	でに電子入札シス	確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は テムで通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面で通知する。	、以下の日泊		
		令和5年6月	28日(水)(予定)			
(0)	落札者の決定方法	a same a	:、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落			

(10) 本入札に係る資料の 取扱い

- 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ア 申請書等の作成及い提出に係る賃用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)は、提出期限内に 限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資 格なしとなり、落札者となることはできない。 エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 オ 提出された申請書等は、返却しない。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の 要否	免除(沖縄県財務規則第100条第2項第4号) ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。 以下により納付の必要あり。(沖縄県財務規則第100条)
		以下により利用の必要のり。(中地宗和扬州和100末)
	る。ただし、ガ とし、す をし、 す を は、 が が れ を は、 が の を は、 が の が の は、 が の の の は の の の の の の の の の の の の の の の	
	※2 見積る契約 に消費税及び	金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額 び地方消費税相当額を加えたものをいう。 会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証 いう。
	(1) 期限まで((2) 入札保証(は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 こ入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア〜エのいずれかに係る書類の提出のない者 金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 金等の納付等に係る書類に不備があった場合
	また、一度提品	出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。
		提 出 期 限 令和5年6月16日 (金) 13時まで
	入札保証金	沖縄県庁舎13階 提 出 先 沖縄県教育庁施設課 企画財産班 098-866-2736
	(現金の場合)	「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。※事前に電話連絡すること。 (県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書(写)を提出すること。) 【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html
		提 出 期 限 令和5年6月15日 (木) 17:00 まで
	入札保証保 険証券·入 札保証書	提出先 沖縄県庁舎13階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	契約保証予約 証 書	提出方法 持参又は郵送(提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。
		その他保険期間又は保証期間は、電子入札日から2か月とする。
	有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。
(2) 契約保証金	により、契約 確実と認める 律第184号) 賃 えることがで	うとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところ保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法育2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代き、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場証金を免除する。

5 その他の事項

5	その他の事項						
(1)	配置予定技術者の 確認	落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替 えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2 (12) に掲げる 基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。					
(2)	入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(※)に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html					
(3)	支払条件	前 金 払 契約金額の40%以内 中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく 部 分 払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数					
(4)	 火災保険等の要否	□ 刀 臼 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
-	契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に 指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書 の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。					
(6)	請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率 (元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。					
(7)	入札参加者等の 遵守事項	入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得(※)」、「建設工事請負契約約款(※)」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-13、1-16】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html					
(8)	地域外からの労働者 確保に要する共通費 の設計変更について	本工事は、地域外からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する工事である。 なお、以下の地域外から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。 (変更対象項目) 共通仮設費:準備費(借上費)、宿舎費(宿泊費、労働者送迎費) 現場管理費:労務管理費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用)					

6 本公告に関する質問及び回答

	TATE OF TARREST						
(1)	入札・契約手続		沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎13階				
	に関すること	問い合せ先	沖縄県 教育庁施設課 企画財産班				
			電話: 098-866-2736				
(2)	上記(1)以外に	SS 00 +.	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎13階				
	関すること	質 問 書	沖縄県 教育庁施設課 営繕班				
			FAX: 098-866-2684				
			沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎13階				
		問い合せ先	沖縄県 教育庁施設課 営繕班				
			電話: 098-866-2736				

#H 111 #H HE	令和5年6月1日 (木) から 令和5年6月7日(水) 17:00 まで
提出期間	※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時(最終日を除く)まで
提出方法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※(沖縄県電子入札
	ポータルサイト内)に掲載する。
回答方法	₩ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000
	期間 回答日から 令和5年6月16日(金)まで 期間
	※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 苦情申立て

•	口旧小亚人							
(1)	入札参加資格が無	入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、「沖縄県建設 工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領(※)」に基づき、契約担当者に対し説明を求						
	いと認められた者	めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を						
	がその理由に対し	実別担当有は、説明を求められたとさは、苦情中立と期限日の翌日がら起鼻して3日以内(怀日を 徐く。) に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-39】						
	て不服がある場合	http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html						
		提出期限 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除 く。)とする。						
		提 出 先 沖縄県 教育庁施設課 企画財産班						
		提 出 方 法 苦情申立書 (様式第1号) を持参又は郵送 (提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。)。						
(2)	再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、再苦情申立書(様式第4号)により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。						
		ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口: 沖縄県教育庁施設課 企画財産班 受付時間: 午前9時から午後5時まで 電話: 098-866-2736						
		ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口: 沖縄県教育庁施設課 企画財産班 受付時間: 午前9時から午後5時まで 電話: 098-866-2736						

8	3 電子入札に関する事項						
	電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準(※)」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html						
(1)	システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。					
(2)	障害発生時及び システム操作	システム操作・ 接続確認等	・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト				
	問い合わせ先	ICカードの不具 合発生時	取得しているICカードの認証機関				
(3)	電子入札システム上の通知等の確認	の入札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参加資格確認結果通知書 資格確認申請書等提出依頼通知書 参加資格要件不適格通知書 知書 通知書 信確認通知(電子入札システムから自動発行) 付票 通知書 知書 受信確認通知(電子入札システムから自動発行) 定通知書				